

盛岡市難聴児補聴器購入費助成事業実施要領

（目的）

第1 この要領は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成することにより、言語の獲得やコミュニケーションの向上を促進し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

（助成対象児）

第2 この要領による助成の対象者は、次の要件をすべて満たす18歳未満の児童とする。

- (1) 盛岡市内に住所を有していること。
- (2) 両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。ただし、30dB未満であっても医師が装用の必要を認めた場合は対象とする。

（助成額の算定基礎）

第3 助成額の算定基礎となる額は、第2に規定する助成対象児（以下「対象児」という。）が新たに補聴器を購入する経費、耐用年数経過後に補聴器を更新する経費又は補聴器の修理に要する経費（以下「購入費等」という。）として別表の「1台当たりの基準価格」欄に掲げる額（以下「基準価格」という。）とする。

- 2 補聴器は、装用効果の高い側の耳に片側装用を原則とし、教育・生活上等真に必要と認めた場合は両側装用とする。その場合の助成額の算定基礎となる額は、左右それぞれの耳について購入費として基準価格の額とする。

（助成額）

第4 助成額は、第3に定める額の3分の2（1円未満切上げ。）を限度とする。

（助成申請）

第5 助成額の交付を希望する対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、盛岡市難聴児補聴器購入費助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、盛岡市長に申請するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定医療機関の医師又は身体障害者福祉法（平成24年法律第283号）第15条第1項の知事が定める医師が、対象児の聴力検査を実施した上で作成した難聴児補聴器購入費助成意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）
- (2) 意見書の処方に基づき、補聴器販売業者（盛岡市に補装具業者登録のある業者に準ずる）が作成した見積書

（助成決定）

第6 盛岡市長は、第5の規定による申請があったときは難聴児補聴器購入費助成調査書（様式第3号）を作成し、必要性を調査のうえ助成の決定をするものとする。

- 2 盛岡市長は、助成額交付を行うことを決定した場合は、難聴児補聴器購入費助成決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）を、却下することを決定した場合

は、難聴児補聴器購入費助成申請却下通知書（様式第5号）を、申請者に交付するものとする。

- 3 第1項の規定により助成を決定した者には、併せて難聴児補聴器購入費助成券（様式第6号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

（補聴器購入）

第7 申請者は、助成決定後すみやかに、決定通知書に記載された決定業者に助成券を提出し、補聴器を購入するものとする。

（費用の負担）

第8 第7により補聴器を購入した申請者は、購入費等の一部を負担するものとする。

- 2 前項の規定により申請者が負担する費用の額（以下「自己負担額」という。）は、1台につき基準価格の3分の1（1円未満切捨て。）とする。ただし、購入費等が基準価格より廉価なときは、その額の3分の1（1円未満切捨て。）とする。
- 3 装用者本人が希望するデザイン・素材等を選択することにより購入費等が基準価格を超える場合は、その差額についても負担しなければならない。
- 4 申請者は、購入時に自己負担額を業者に支払うものとする。

（費用の請求）

第9 補聴器を納入した業者は、補聴器の購入費等から申請者が支払った額を控除した額を、助成券を添えて盛岡市長へ請求するものとする。

- 2 盛岡市長は前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはその請求額を支払うものとする。

（補聴器の管理）

第10 補聴器購入費の助成を受けた者は、補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

- 2 盛岡市長は、申請者が前項の規定に違反した場合には、当該助成等に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（台帳の整備）

第11 盛岡市長は、補聴器購入費の助成の状況を明確にするため、難聴児補聴器購入費助成台帳（様式第7号）を整備するものとする。

（再支給）

第12 既に購入費の助成を受けている補聴器の再支給にかかる助成申請については、前回の助成決定日より別表に定める耐用年数を経過していない場合は原則として助成対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、災害等支給対象児の責任に拠らない事情により亡失・きそんした場合や、その他市長が必要と認める場合には、新たに購入費の一部を助成できるものとする。

（補則）

第 13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は盛岡市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 15 日から適用する。

附 則（平成 26 年 10 月 1 日）

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日）

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 6 月 1 日）

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 10 月 29 日）

この要領は、令和元年 10 月 29 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 4 関係）

種目	補聴器の種類	1台当たりの基準 価格（円）	基準価格に含まれるもの	耐用 年数
補 聴 器 の 購 入 ・ 更 新	軽度・中等度難聴用ポケ ット型	53,500 円	① 補聴器本体（電池を含む。） ② イヤモールド (注)イヤモールドを必要としない場合 は、基準価格から 9,500 円を除く。	5年
	軽度・中等度難聴用耳か け型	55,900 円		
	高度難聴用ポケット型	53,500 円		
	高度難聴用耳かけ型	55,900 円		
	重度難聴用ポケット型	68,500 円		
	重度難聴用耳かけ型	80,700 円		
	耳あな型(レディメイド)	101,500 円		
	耳あな型(オーダーメイ ド)	144,900 円	補聴器本体（電池を含む。）	

	骨導式ポケット型	74,100 円	① 補聴器本体(電池を含む。)② 骨導レシーバー③ ヘッドバンド
	骨導式眼鏡型	134,500 円	① 補聴器本体(電池を含む。)② 平面レンズ (注)平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,800円を除く。
補聴器の修理	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）別表の3修理基準（以下「修理基準」という。）に規定する基準額		

注1 事業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の100分の106に相当する額を基準の上限とする。

- 2 軽度・中等度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチューン、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
- 3 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。